

＜お知らせ：「第1回日本国際文化学会研究奨励賞」＞

第1回日本国際文化学会研究奨励賞の選考を行ないます。対象論文は以下の通りです：

- 1) 『インターカルチュラル』第1号～第7号掲載論文
- 2) 会員からの自薦・他薦による推薦論文（4月30日推薦締め切り・事務局宛）

下記の規定をご参照の上、自薦・他薦による論文推薦をお願いいたします。

なお、ニューズレター15号（2009年2月17日発行）においても、お知らせいたしました。

日本国際文化学会研究奨励賞規程

2008年7月13日制定

1. (名称)

この賞は「日本国際文化学会研究奨励賞」と称する。

2. (目的)

この賞は、日本国際文化学会（以下「学会」という。）が国際文化学の発展に資する研究を奨励し、若手研究者の功績を評価顕彰することを目的とする。

3. (基準)

前条の目的を達成するため、次の基準を設ける。

(1) 授与資格

本学会に所属する若手研究者。「若手」の定義はおおむね45歳以下とするが、論文の内容、執筆者の経歴なども考慮して決定する。

(2) 授与対象

1) 直近に刊行された学会誌『インターカルチュラル』に掲載された研究論文。ただし、第1回の授賞のみ、創刊号から直近刊行号までの『インターカルチュラル』に掲載された研究論文を対象とする。

2) 会員の自薦または他薦により、推薦のあった研究論文。大学紀要などに掲載された研究論文に限る。研究論文を推薦しようとする者は、研究論文の写し6部、執筆者の氏名・肩書き・年齢、論文掲載紀要などの書誌項目、査読の有無、推薦者の氏名・肩書き・推薦論文執筆者との関係、2000字以内の推薦理由書等の必要事項を添えて、学会事務局に提出する。締め切りは、4月30日必着とする。

(3) 授与件数

1年に1度1件を原則とする。ただし、該当者がいないときは授与を行わない。

第1回の授賞のみ、3件まで授与できるものとする。

4. (選考)

選考のために、研究奨励賞選考委員会を設ける。選考委員会は、『インターカルチュラル』編集委員長と編集委員長が指名する編集委員1名、常任理事会が会員の中から指名する者3名の計5名で構成し、選考委員会委員長は選考委員の互選によって選出する。選考は、選考委員会における討議を経て、選考委員の投票によって決する。討議に際し、選考委員会が必要と判断したとき、選考委員会は選考委員以外の会員に論文考査を依頼することができる。選考結果は選考委員会から常任理事会に報告し、さらに理事会の承認によって授賞者を決定する。選考委員会は選考理由を公表しなければならない。

5. (授与)

研究奨励賞として、本賞（賞状）および副賞（図書券5万円）を授与する。授与は当該年度の全国大会において行う。

6. (賞授与の原資)

学会は、研究奨励賞の本賞と副賞のための原資として、研究奨励賞基金を設ける。研究奨励賞基金は、任意の寄付を募り、それによって寄せられた寄付金をもって設置する。学会は、通常会計とは独立してこの基金を管理する。本賞と副賞はこの基金から支出する。研究奨励賞を実施運営するための間接経費は、通常予算から支出する。

7. (規程の改廃)

この規程の改廃は、常任理事会の決議により行う。